

令和4年度社会福祉法人えぼっく事業計画

I 基本方針

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応、活動制限等で明け暮れました。そのなかで、引き続き感染予防対策を十分とったうえで、制限や規制するだけでなく、通常の活動、個々のニーズに応じた支援をすすめていくことが必要です。たった一度きりの人生だから、コロナを理由にして自分のやりたいこと、いろんな経験をすることができないで年月を経過させるのではなく、令和4年度は、一人ひとりのオリジナリティと創造性にあふれた日常の支援をこころがけます。

令和3年度に実施した、ほこしあの大規模改修により、令和3年12月に移転した法人本部機能、夜間職員配置のあるグループホームの開設、これらが、本格的に移働する年度でもありません。懸案事項である、事業規模拡大に伴う連絡体制や管理体制の様々な課題の整理にも本部事務局と各事業所が一体となって取り組みます。

また、令和4年度は課題整理を踏まえて各理事、事務局、各事業所、管理者等の役割をより一層明確化し、事業計画に基づいた事業運営を推進します。また、それぞれの役割の元、各種会議や委員会などの場面において、事業運営の状況を検証、修正しながら取り組みます。今年度は、主任や中堅職員にも、いっそう主体的な行動を求め、理念を意識しながら支援の質向上、事業運営に関わる体制作りを継続します。

法人が事業開始してまる16年が経過しました。利用者と家族の高齢化も徐々にすすみ、グループホーム等利用希望が相次ぎ、ここ数年間、グループホームの整備をすすめてきました。4年度から5年度にかけては、次のステップのための土台をしっかりと構築していく時期として、人材の育成と、経営・財政の安定的基盤の確立が重要課題となります。あわせて、今後の中長期計画をたて、3年度に購入したほこしあの隣地の活用も含め、6年度以降の新たな事業展開の方向性を今年度中にまとめます。

多様な働き方ができる職場づくり、今働く職員のさらなる資質の向上をすすめてつつ、新たな人材確保についても、学生の新卒者、中途採用者、外国からの人材の確保等によりすすめるため、SNS等も活用しながら多方向からの人材確保をすすめます。

日本社会においても社会的に困難をかかえる人がますます増加しています。私たちは関わっている障がい者や高齢者、生活困窮者等が切り捨てられる時代に逆戻りしないように、私たちは真摯に利用者と向き合い、支援者として必要なサービスの提供に令和4年度もつとめていきます。

II 事業重点項目（法人）

1 役員会等の開催

① 理事会・評議員会

定時評議員会の開催の他、事業計画遂行の中で、理事会・評議員会決議事項を遅滞なく役員へ上程し決議できるよう引き続き開催運営を行う。

② 監事監査

四半期に一度（4年9月・4年12月・5年3月・5年5月を目途）に監事監査を実施する。

2 第三者委員活動の実施

第三者委員による事業所訪問を通じて住環境や通所活動の理解を深め、また利用者との個別面談を実施し施設職員へ伝えられない不満や要望が無いか、現状のサービスの満足度について聞き取る。また、第三者委員会を開催（4月・12月）し、事故・ヒヤリハットの検証やサービス提供状況について客観的に評価をいただく。

第三者委員 今井明日香（弁護士）

佐々木明美（北海道ハイテクノロジー専門学校教育顧問）

松岡是伸（北星学園大学社会福祉学部准教授）

3 各種業務の常勤理事並びに役職員の業務の明確化

広報・危機管理対策・事業・総務・経理・事業運営サポートの6部門に分け、理事・管理職が業務分担を明確化することで、役職員が責任を持ちリーダーシップを発揮しながら事業の進捗管理を引き続き進める。

<重点項目>

① 広報・人材確保部門

（ホームページ管理、広報誌作成、求人関係対応、広報委員会の運営）

- ・ホームページ、Facebook、広報誌等により、法人の活動を広く周知する。同時に、これらの媒体を求職者の方にも活用してもらえよう工夫をしていく。
- ・求人関係においては、新卒者向けへのSNSや就職情報サイト等の広報媒体を活用しての採用、中途採用者向けの新聞折り込みや人材紹介会社を通しての採用等により、積極的な採用活動を行う。
- ・外国人人材の採用については、技能実習生・特定技能（介護）による採用を継続し、コロナの状況が落ち着けば、ベトナム現地での採用面を再開する。
- ・社会福祉士、介護福祉士、保育士等を目指す学生実習生の受け入れを積極的に行う。

② 危機管理部門

（災害計画、権利擁護・虐待防止、身体拘束ゼロ、感染症対策、えパレット委員会の運

営、事故対応・事故対策、第三者委員会の運営)

- ・事故・非常災害・感染対策の面から、事故等発生から対応するスキームについて、これまでのマニュアル等を確認、点検を行うとともに平時におけるリスクマネジメントについては日々の職員会議で確認する。
- ・事業継続計画作成については、法人、事業所において、現実的・有効的な内容となるよう議論をすすめ、主任会議においても議論を重ね、4年度中の作成を目指す。

③ 事業部門<詳細はⅢ参照>

(各種事業所運営管理、利用者・実習生受け入れ、記録ソフトの管理、大規模修繕への対応)

- ・法人の各種事業について、主任会議などの場を用いて、事業計画の進捗確認など進めていく事で、主任以下の職員に対しても、事業計画の浸透を図る。

④ 総務部門

(役員会の運営、監事監査への対応、職員勤怠関係管理、働き方改革への対応、技能実習生生活支援、車両管理)

- ・就業規則、給与規程等についていっそうの整備をすすめる。
- ・定年退職後の再雇用制度の整備をすすめる。
- ・パワーハラスメント、職員メンタルヘルスなど、職員の心と体の健康増進を目指し、法制度並びに、法人の取り組みを周知する。
- ・社会保険労務士に業務の一部を委託し、業務の効率化を図る。

⑤ 経理部門

(経理関係、給与・処遇改善、請求業務関係)

- ・クラウド対応の経理ソフトの導入、会計事務所との顧問契約を結び法人の財務状況について検証、議論できる場を設け、中長期的な視点ももちながら、法人の財務状況の見える化を進める。また、各管理監督者が財務状況を意識した事業運営を推進していくことができるよう定期的に財務状況について報告できるようにしていく。

⑥ 事業運営サポート部門

(事業所指定管理、各種実績報告、職員研修、規程管理)

- ・事業所指定や、処遇改善加算計画を策定していくとともに、各種委員会で企画した研修の運営管理や、法人の諸規程の整備を進めていく。

4 各種内部会議・内部研修の開催

<各種内部会議>

① 職員会議 (事業所毎に月1回程度実施)

各事業所において、法人や各委員会からの伝達・報告事項、利用者の個別ケースや事業所内の取り組みについての打ち合わせ等を実施する場として開催する。

② 主任会議 (2か月に1回程度実施)

事業計画の進捗確認と課題の整理、法制度のタイムリーな話題や管理者・理事会議や各種委員会での決定事項について実行するための議論する場として開催する。

- ③ 管理者会議（理事長と課長以上の管理者で構成 月に2回程度実施）
事業所毎の取り組み状況の報告、確認する場として開催する。
- ④ 理事会議（理事長、職員を兼務している理事、事務局部長で構成、随時開催）
日々の事業の進捗状況や方向性の確認、法人・事業所としての判断や対応が必要な緊急課題についての検討、中長期の事業計画策定検討等を実施する場として、随時開催する。

<各種内部研修>

- ① 服薬事故防止対策研修
毎月各事業所の職員会議において服薬支援状況について振返りをし、服薬事故防止対策を継続する。また、外部講師を活用し、服薬事故の危険性や服薬事故防止対策について研修会を開催する。
- ② 交通安全研修
利用者様の送迎を安全に実施するために、運行前後点検を確実に実施する。同時に車両外装の傷やへこみについても確認する。また、外部講師による交通安全研修会を実施し、職員個々の運転適性を自覚させる等、交通事故防止対策をする。

5 各種委員会の開催

- ① えパレット委員会
各事業所の中堅職員が中心となり、業務改善・利用者目線にたった支援・働きやすい職場づくり等の課題について、職員全体で具体的に取り組みができるよう検討・提案する。
- ② 広報委員会
広報誌を計画的に発行するとともに、各事業所における日々の取組については、随時素材を集め記事に起こしFacebookや法人ホームページに掲載を継続する。
- ③ 虐待防止・身体拘束ゼロ委員会
虐待防止と身体拘束ゼロを関連付けて、各事業所における取り組む内容を企画、実施を進めていく。虐待防止の観点からは委員が外部研修に参加するなどしながら、虐待防止の取り組みを行う。虐待防止マニュアル作成、研修会の企画を行う。
- ④ 感染症対策委員会
新型コロナウイルス感染症をはじめ、様々な感染症が発生した場合の対応やその予防策について、法人全体で共通の対応ができるようマニュアルの整備や情報共有する。

6 法人独自公益事業による地域貢献活動

青色防犯パトロール、フードバンクぼすこ、居住支援法人などの公益事業について、各担当者と法人事務局が主体となり、各種補助金を申請、活用する。

各事業においては、法人内の社会福祉事業や委託事業の機能を最大限活用し、法人内、外部機関と連携のもと制度の隙間に着目した活動を行っていく。

Ⅲ 事業重点項目（各実施事業）

◎地域生活支援センター（北広島市共栄）の事業（センター長：黒川）

- ① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業の実施
- ② 児童福祉法に基づく相談支援事業の実施

○サービス内容（事業所名：ともっと）

- ・ 共同生活援助 定員 53 名
- 共同住居名：ともっと（所在地：北広島市） 入居定員 14 名
(男性・女性各 7 名)
- 共同生活名：ともっと 2 号館（所在地：北広島市） 入居定員 12 名（男性 12 名）
- 共同住居名：ソレイユ（所在地：恵庭市） 入居定員 4 名（男性 4 名）
- 共同住居名：きらっと（所在地：北広島市） 入居定員 11 名
(男性 6 名・女性 5 名)
- 共同住居名：あっと（所在地：空知郡南幌町） 入居定員 6 名（男性 6 名）
- 共同住居名：もっと（所在地：空知郡南幌町） 入居定員 6 名（男性 6 名）
- ・ 短期入所 定員 2 名（男性 2 名）

○サービス内容（事業所名：あざれあ）

- ・ 特定相談支援
- ・ 障がい児相談支援

○サービス内容（事業所名：てとる）

- ・ 居宅介護・重度訪問介護・行動援護
- ・ 地域生活支援事業（移動支援）

○事業所の所在地（ともっと・あざれあ・てとる）

北広島市共栄 25 番地 9

・ 重点項目

- ① ともっと共同生活援助（管理者：黒川、サービス管理責任者：黒川・吉田）

目標・課題
1. 月 1 回のグループホームミーティングを実施し、日々の暮らしの支援について振り返り確認する場を設ける。余暇支援、住環境、食事、行事、防災・防犯、健康管理その他について利用者主体での活動を充実させ、利用者個々の生活が潤いあるものになるようこころがける。意思決定支援を念頭に置き、選択することの支援を工夫する。
2. 地域活動として、町内会の環境整備やお祭りなどの行事へ積極的に参加し、顔の見える関係を構築する。
3. 防災や防犯、事故などの緊急時の対応について理解を深める。

<p>4. 虐待防止に関する取り組み強化、権利擁護の意識を高める。</p> <p>5. 日常の健康管理や定期通院支援を通じて、入居者の健康状態の維持や病気の予防に努める。</p> <p>6. 感染症予防対策の徹底、感染症予防の意識を高める。</p> <p>7. 特別支援学校等と連携し、卒後の進路動向を把握し、計画的にグループホームの設置を検討する。</p> <p>8. 職員の自己研修を通じ、関連業務への理解を深める。</p>
<p>具体的な内容</p>
<p>1. 個別に休日の余暇に関して相談をし、ニーズに合わせた支援を行う。 入居者様の誕生日、クリスマスなどに通常の食事とは違う特別なメニューで食事を提供する。</p> <p>2. 地域・町内会行事へ積極的に参加し、顔の見える関係性を築く。</p> <p>3. 年2回の避難訓練のほか、月1回のホームミーティングを実施し、非常災害時の避難や防犯について話し合いを持つ。</p> <p>4. 入居者へ虐待防止に関する情報提供をし、権利意識を高めてもらう。職員も虐待防止に関する研修を受け、権利侵害に対する意識を高める。</p> <p>5. バイタルチェックを毎日実施、計画的に通院スケジュールを管理する。 フェイスシートを更新、既往歴や通院状況がわかるような書類整理を進める。</p> <p>6. 感染症委員会により決定した消毒・感染予防を周知徹底し、入居者へはホームミーティングを通じ、予防についての理解を深めていただく。</p> <p>7. 定期的に特別支援学校進路担当者と面談し、卒業予定者の動向やニーズを把握し、グループホーム増設の計画を進める。</p> <p>8. 職員会議で月に一人ずつ、業務に関連した自己研修の内容を発表し、研修の機会とする。</p>

② てとる居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援

(管理者：黒川、サービス提供責任者：田中)

<p>目標・課題</p>
<p>1. 余暇の充実、日常生活のサポートなど利用者の生活にきめ細かく対応するサービス提供に努める。</p>
<p>具体的な内容</p>
<p>1. 利用者やご家族の意向に沿い、居宅介護等サービスの利用を一層促進する。</p>

③ あざれあ特定相談支援・障がい児相談支援（相談支援専門員：長尾）

<p>目標・課題</p>
<p>1. 利用者一人ひとりのニーズに寄り添った総合的なサービス利用計画の作成。</p> <p>2. 事業者・社会資源とのネットワーク作りの継続実施。</p>
<p>具体的な内容</p>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所との連携を図り、継続的なモニタリングや計画作成を行う。 2. ケア会議、事業所訪問等の実施。 |
|---|

◎ほこしあ（北広島輝美町）の事業（施設長：向島 副施設長：加藤）

- ① 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の実施
- ② 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業・一時生活支援の実施

○サービス内容（事業所名：グループホームほこしあ）

- ・地域密着型認知症対応型共同生活介護事業 定員 18 名

○サービス内容（事業所名：ほこしあ）

- ・認定就労訓練事業 定員 5 名
- ・一時生活支援事業（北広島市からの事業委託） 定員 1 名

○事業所の所在地（グループホームほこしあ・ほこしあ）

北広島市輝美町 2 番地 3

・重点項目

① グループホームほこしあ（管理者：加藤）

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症高齢者の基本的な理解の徹底に努め、知識や専門性の向上を図る。 2. 入居者個々の出来る事や意識を尊重した自立支援の取り組みを行う。 3. 生活上のつまずきを軽減し、心身の状態を穏やかに保てる暮らしを提供する。 4. 運営推進会議を通して、地域やご家族との関わりを深める。 5. 身体拘束等の適正化に向けた取り組みを強化する。 6. 医療機関と連携し、入居者の健康管理に努める。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本に立ち返り、実践を踏まえた学びの場を提供し、見て覚える・やって身に付くを繰り返す。又個々の仕事に対する目標を明確にし、認知症の基本的な理解に繋げる。 2. 本人が保持している能力を理解し、可能な限り自立した日常生活を送る事が出来る様、出来る事の提供、やりたい事の実施に取り組む。 3. 入居者一人一人きめ細やかなケアの方向性をケアプランに反映し、落ち着いた雰囲気の中で生活しやすい環境を整え認知症状を軽減する。 4. 運営推進会議の在り方の見直しを行い、ご家族や関係機関に案内を通知し、多くの方に参加してもらい、意見交換やアドバイスを頂き、意義のある会議の取り組みを行う。 5. 事業所における身体拘束等の課題を明確にし、それに特化した研修を強化する。 6. 朝晩のバイタル測定をはじめとする毎日の健康管理や連携医療機関の往診で、入居者の健康状態の維持や予防に努める。

◎ハニカム（南幌町）の事業（施設長：向島 副施設長：中谷）

- ① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業の実施（ハニカム）
- ② 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施（ハニカム）
- ③ 道路運送法に基づく福祉有償輸送の実施（登録名称：えぼっく）

○サービス内容（事業所名：ハニカム）

- ・生活介護 定員 25 名
- ・地域生活支援事業（日中一時支援）
- ・認定就労訓練事業 定員 5 名
- ・福祉有償輸送（登録番号：北札福第 56 号）

○事業所の所在地

空知郡南幌町栄町 4 丁目 3 番 15 号

・重点項目

① ハニカム生活介護（管理者・サービス管理責任者：中谷）

目標・課題
1. 現在行われている作業内容・作業工程の見直しを行い、利用者個々に合わせた作業工程の細分化を図る。 2. 作業内容・作業工程に合わせた作業スペースを作り、利用者一人ひとりが、自発的に作業に取り組める環境を作る。 3. 利用者の健康管理や体調変化の確認を行い、ご家族・他事業所とも連携を図る。
具体的な内容
1. 職員会議を開催し、利用者の支援内容・個別支援計画の進捗状況の確認を行う。利用者、個々に合わせた作業内容やツールの作成を行う。 2. 現在の日中作業として、牛乳パック切り、紙すき作業、ハガキ作り、カレンダー作り、ペットボトルキャップ分別、リングプル計量作業を継続する。 3. 作業や休憩の環境整備として、休憩時には、フロアマットを用いて休憩場所を設定し、作業場と休憩場のメリハリをつける。日中活動の時間に、近隣の散歩やドライブなどを取り入れる。 4. 健康管理において、毎月 1 日に体重・血圧測定、毎日のバイタルチェックは継続して行い、タブレット端末に記録し情報の整理共有を図る。家族連絡帳を用いてご家族や他事業所との連絡を密にとり、健康管理に努める。 日中活動中のマスク着用を進め、少しでもマスク着用の抵抗を減らし、感染症対策を行う。

② ハニカム地域生活支援事業＜日中一時支援＞

目標・課題
1. 通所後の利用者、緊急時の受け入れ体制を整える。
具体的な内容

1. 通所後や緊急時の預かりの場として職員体制を整える。

◎八丁平共生型センターはっち(室蘭市八丁平)の事業 (センター長：吉村)

① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業の実施 (ろぐらん・らんらん)

○サービス内容 (事業所名：ろぐらん)

- ・生活介護 定員 20 名
- ・地域生活支援事業 (日中一時支援)

○サービス内容 (事業所名：らんらん)

- ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護
- ・地域生活支援事業 (移動支援)
- ・共同住居があだばーとへの日常生活支援

○事業所の所在地 (ろぐらん・らんらん)

室蘭市八丁平4丁目25番14号

・重点項目

① ろぐらん生活介護 (管理者・サービス管理責任者：吉村)

目標・課題
1. 利用者の身体状況に合わせた介護と、身体機能を維持するための取り組みを行う。 2. 清潔な環境を維持し、医療的ケアを行う。 3. 感染対策を行いながら、散歩や室内行事を行う。
具体的な内容
1. 身体状況に合わせた介護を行うため、身体介護研修を続行し、介護技術の向上を図る。 2. 事業所内の衛生管理を徹底し、指導看護師の指導のもと医療的ケアを行う。 3. 感染予防対策を継続し、近隣の散歩や季節に合わせた行事活動を行う。

② らんらん居宅介護・重度訪問介護 (管理者・サービス提供責任者：藤浪)

目標・課題
1. があだばーと利用者の在宅生活を継続するため、身体状況に合わせた介助を行う。 2. 要望されるサービスに対応し、余暇支援の充実に努める。
具体的な内容
1. 身体状況に合わせた介護を行うための介護技術研修を継続し、介護技術向上を図る。 2. ご利用者の意向に沿ったサービスを提供し、より一層の利用を進める。

◎きたひろしま暮らしサポートセンターぽると (北広島市栄町) の事業

(センター長：向島 主任相談支援員：千葉)

① 生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援事業の実施

② 関連する事業 (職業安定法に基づく無料職業紹介、法人自主事業) の実施

○委託事業の内容 (事業所名：きたひろしま暮らしサポートセンターぽると)

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 就労準備支援事業
- ・ 家計改善支援事業
- ・ 一時生活支援事業（北広島市内分）
- ・ 学習支援事業
- ・ 住居確保給付金相談窓口

○関連する事業の内容

- ・ 無料職業紹介（事業所名：無料職業紹介所えぼっく）
- ・ 食料支援、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供、相談
（事業所名：居住支援業務事業所えぼっく ぼると分室）
- ・ 法人内の認定就労訓練事業（ハニカム・ホホエム・ほこしあ）周知・推進

○事業所の所在地

- ・ 北広島市栄町1丁目5番地2 北広島エルフィンビル2F

・ 重点項目

① 生活困窮者自立相談支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 相談方法にメール・オンラインを活用し、生活にお困りの方がコロナ禍においても相談しやすい環境づくりを行う。 2. ひきこもり状態にある方やご家族への相談体制の構築をすすめる。
具体的な内容
1. 相談者様に面談方法としてメール・オンラインを提案する。ネット環境などが整っているかを確認しながらすすめる。 2. 引きこもり支援として、当事者および家族単位で有益な情報交換を行い、息ぬきや気分転換できる交流の場を設ける。毎月第1・第3土曜日に開設し、市広報誌やホームページなどで周知する。

② 就労準備支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 相談者に合った個別のメニューを組み合わせて実施する。日常生活自立、社会生活自立支援においても、オンラインを活用する。就労自立支援においては個別対応の向上に力を入れる。職場見学や職場体験の受入れ企業の開拓を行う。
具体的な内容
1. 相談者個々のそれぞれの状況や希望に合ったメニューの作成を行う。就労準備支援プログラムを1か月単位で評価し、定期的かつ継続的な利用ができるよう細目なかかわりを目指す。 2. 見学や体験の受入れ先の開拓を行っていく。また、活動の様子についてホームページやSNSで配信し、周知しPRを行う。

③ 家計改善支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 社会福祉協議会のコロナ特例貸付を受けた方、公共料金の滞納のある方、一定の収入があるにも関わらず支出が多く家計を改善したい方等に対し、収支の現状や支払いの見通しについて家計表を作成し、返済への動機づけを高める支援を行う。
具体的な内容
1. 貸付返済や公共料金の滞納ある方で、減収や無職などで返済、支払いが困難と思われる方に対しては、家計収支の見直しを行い、返済シミュレーション等の支援を行っていく。 2. 公共料金の支払いについては、支払い計画を作成し、ぼるとが相談者と市の中継ぎを行う。

④ 一時生活支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 困窮などの事情により、住まいの確保が困難となった方に、一定期間住まいと食を提供し、自立に向けた就労支援等を行う。
具体的な内容
1. 自立に向け、就労支援等の他、家計支援、社会参加などの支援を行う。

⑤ 学習支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 生徒の多様なニーズに合わせた、ZOOM を利用したオンライン指導等による柔軟な指導体制の構築を目指し、生徒や学習支援員の登録者数を増やす。
具体的な内容
1. 大学生中心による運営とオンライン指導の体制を、コーディネーターとの緊密な連携のもと構築する。 2. 個別学習支援計画を個々の生徒において作成する。 2. 多文化共生、フードロスなどの社会的課題を視野に入れた総合的学習、キャリア学習など、教科の枠組みにとどまらない学習機会の提供を行う。

⑥ 無料職業紹介（自主事業）

目標・課題
1. 相談支援、就労支援を経た相談者の次のステップとして雇用に結びつくよう、職業紹介を行う。
具体的な内容
1. 企業開拓を行い、企業登録を増やして相談者に雇用を斡旋する。 2. 相談者の経歴や希望職種などをアセスメントし雇用につなげていく。

⑦ 食料支援（自主事業）

目標・課題
1. 家計改善などで食料支援を必要とする相談者に対して、フードバンクぼすこ協力のもと、食料支援を行う。
具体的な内容
1. 一定期間食料支援を行い、自立に向けた就労支援や家計支援を行っていく。 2. フードパントリーの活用やボランティアの協力により、食料支援を行っていく。

⑧ 認定就労訓練事業（ハニカム・ホホエム・ほこしあ 自主事業）

目標・課題
1. 認定就労訓練によりスキルアップを図り、就労へ繋げる。
具体的な内容
1. 相談者に合わせたプランを作成し、事業者と認定就労のマッチングを行う。 2. 認定就労訓練事業所の拡充に努める。

◎札幌市障がい者相談支援（札幌市厚別区上野幌）関連の事業

- ① 障がい者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の実施
- ② 児童福祉法に基づく相談支援事業の実施
- ③ 札幌市の各種委託事業の実施

○サービス内容（事業所名：相談室ますとびいー）

- ・一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ・特定相談支援
- ・障害児相談支援

○委託事業の内容（事業所名：相談室ますとびいー）

- ・札幌市障がい者相談支援事業
- ・札幌市夜間休日虐待通報等受付、緊急受入先調整・一時保護業務
- ・被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

○委託事業の内容（事業所名：地域ぬくもりサポートセンター）

- ・札幌市地域ぬくもりサポート事業

○事業所の所在地

- ・札幌市厚別区上野幌3条4丁目1番12号

・重点項目

- ① 札幌市障がい者相談支援・一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援事業

(管理者：松島)

目標・課題

<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚別区唯一の障がい者委託相談支援事業所として、相談者をたらい回しにせず地域責任制のもと、相談者が安心して相談できる厚別区の相談窓口を目指す。 2. 相談員が一人で抱え込まないように、必要に応じて複数の相談員でケースを担当、管理者、主任がケースの進捗を確認し、検討・共有する機会を設け、チームとして動ける体制づくりを目指す。 3. 研修を計画的に実施し、職員のレベルアップを図る。 4. 厚別区地域部会の事務局としての部会運営と各関係機関との連携強化。 5. 年々、増加している計画相談支援の依頼に確実に対応できるよう体制づくりと計画作成の質の向上を目指す。
<p>具体的な内容</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 時間外、休日対応を含め、変形労働時間制による相談員の勤務により、きめ細かい相談体制を確立する。 2. 相談員が一人で相談ケースを抱え込まない体制づくりとして、必要に応じて複数の相談員で担当。ケースの進捗を定期的を確認できるよう各相談員のケース進捗を管理者・主任が参加して確認する機会を定期的に設ける。(12月～2月に実施) また相談員それぞれの状況に応じた柔軟な働き方の実現、相談員の計画的育成をすすめる。 3. 災害対策に向けたBCPの定期的な見直しと感染症に関するBCPの作成(4月、10月) 虐待に防止に関する研修会の開催(8月) 実施。 4. 厚別部会において、相談支援を行う中での緊急対応の必要なケース、地域課題等については随時臨時の会議が開催できるようフットワークの軽い部会運営を行う。 5. 区内の指定相談支援事業所が少ないため、最後の計画相談受入事業所として、相談支援専門員の大幅増員のための求人を行う。年2回の内部研修を開催し、①マニュアルの確認(7月)、②チェックシートの活用(11月)を行い、質の向上を目指す。

② 札幌市地域ぬくもりサポート事業

<p>目標・課題</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の多様なニーズにこたえることができるよう地域サポーターの登録者の積極的拡大を目指す。 2. ぬくもりサポート事業だけで解決できない事案について、各種関係機関との調整を積極的に行う。
<p>具体的な内容</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. ポスター掲示、新しいチラシの配布を関係機関や町内会へ行き、広報活動を積極的に行う。 2. 必要に応じてケース会議の開催を行う。 3. 電話での調整だけではなく、定期的な利用者・地域サポーターとの顔を合わせてコミュニケーションを図る機会を設けていく。利用期間が空いた方については、再度自宅を訪問し、利用者・自宅の状況などを確認していく。

③ 札幌市夜間休日虐待通報等受付、緊急受入先調整、一時保護業務・被虐待障がい者の地域

生活支援調査研究事業

目標・課題
1. 札幌市で唯一の夜間・休日の障がい者虐待相談受付窓口として、通報者からの電話に丁寧に対応する。 2. 緊急性の判断を的確に行える法人内部の体制づくり。 3. 緊急一時保護時の法人内の応援体制確立。
具体的な内容
1. 夜間・休日等の電話待機時間（年間約 6,340 時間）の受付職員を配置し、電話を取り損ねることないようにする。 2. 緊急性の判断については、電話受付職員単独で行うのではなく、夜間・休日に関係なくスーパーバイザー、相談事業責任者も入って迅速に行う。さらに、当日の受付担当者からの質問や相談に対応できる法人内の体制をつくる。受付時の対応や緊急対応が必要な際の動き方について定期的に職員間で情報共有や研修を行っていく。（5月） 3. 緊急一時保護業務が必要になった際には、夜間であっても、応援職員が動けるよう事前に体制を整えておく。

④ 被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

目標・課題
1. 被虐待障がい者の退院後の地域生活についての調査研究事業に取り組む。
具体的な内容
1. 通常の障がい福祉サービスによるサービスの提供だけではない、対象者の特別な過去の事情をふまえ、地域生活のサポートの在り方について実践的調査研究を行う。

◎法人独自の公益事業

- ① 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者への居住支援を行う居住支援法人の指定（北海道指定第 18 号）
 - ② フードバンクぼすこの運営（法人自主事業）
 - ③ 青色防犯パトロール（法人自主事業）
 - ④ 一時生活支援事業（法人自主事業、北広島市外分）
- 事業の内容（事業所名：居住支援業務事業所えぼっく）
- ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供、相談及び見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
 - ・フードバンクぼすこの運営
- 事業所の所在地
- ・北広島市輝美町 2 番地 3（法人独自公益事業の事務所及び居住支援業務事業所えぼっく）
- ① 住宅確保要配慮者への居住支援事業

目標・課題

<ol style="list-style-type: none"> 1. 居住支援の相談件数の拡大と、将来的に補助金が無くなっても事業展開できる対策（必要不可欠の存在として）事業内容を精査し新たな取り組みを行う。 2. 生活困窮者相談支援事業や行政と連携を強化し、支援情報について日常的に共有できるように関係性の強化を目指す。 3. 居住支援業務事業所えぼっくの、活動情報紹介を様々な宣伝媒体を通して、情報発信を行う。 4. 重点支援地域内で関係機関と連携し、外国人の生活要配慮者情報をリサーチして、必要ある場合早期に支援につなぐ。
<p>具体的な内容</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 北広島市内で日常生活サポート対象者の情報を、早期に把握できるように、関係機関との定期的な勉強会、情報交換会を開催する。 2. きたひろしま暮らしサポートセンターぽると、北広島市など関連業務の連携、情報交換を積極的に行い、協力体制を強化する。 3. 新たなリーフレット、PR用のチラシを作成し、様々な機会を通して、関係団体に取り組み情報の紹介をPRする。 4. 北広島市内に在住する外国人と交流でき出来る機会を通して、積極的に関係性を築く。また、機会を通してHIECC(北海道国際交流・協力総合センター)・札幌国際プラザなどの国際的な活動をしている団体などとの連携の可能性について模索する。

② フードバンクぼすこの運営

<p>目標・課題</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. フードバンクぼすこの活動推進 ぼすこ通信の再発行を行う。 2. フードバンクぼすこ応援隊の結成（ボランティア）を行う。
<p>具体的な内容</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. フードバンクぼすこ立ち上げにより寄贈協力いただいた団体、個人の皆さんにはこれからも継続して応援いただけるように、フードバンク事業の基礎をしっかりと築き上げていく。 2. フードバンクぼすこ応援隊を結成して、多くのボランティアの協力を得ながらマンパワーの面での組織強化を進める。

③ 青色防犯パトロール

<p>目標・課題</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 北広島市内全域の防犯パトロールを継続して行う。小学生の通学路などを重点的にパトロールの実施。 2. 不審者情報の提供があった場合は、発生場所のパトロールを重点的に行っていく。
<p>具体的な内容</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 継続したパトロールを行うため、職員のパトロール従事者講習の受講を進める。

2. 不審者発生地域の重点パトロールを行う。

④ 一時生活支援事業（法人自主事業、北広島市外分）

目標・課題
1. 北広島市外の方を対象に、家賃滞納等で強制退去となった方に、一定期間住まいと食を提供し、居住支援業務事業所えぼっくを活用し速やかに住まいの確保を行う。
具体的な内容
1. 居住支援業務事業所えぼっくが主となり、対象者の居住地の行政や関係機関と連携の上、住まいの確保に向けて支援を行う。